在外選挙の投票方法

3つの投票方法に より投票できます。

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館、総領事館が在外公館投票を実施 するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームペ ージでご確認下さい。

● 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙

● 選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や、帰国直後で転入届を 提出して3ヶ月を経ていない方(選挙人名簿に登録されて いない方)

在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ 投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使 館、総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を 実施する他の日本大使館、総領事館に直接出向 いて「在外公館投票」を行うこともできます。

●在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

投票場所 日本大使館・総領事館の事務 所内に投票所が設置されます。

投票期間 選挙の公示の翌日から各日本 大使館・総領事館ごとに定められた締切日 までとなります。

※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降 であらかじめ指定された日にのみ投票でき ます。

投票時間 原則的に現地時間の午前9時 30分から午後5時までです。

※地理的な事情等で、例外的な時間設定 をすることがあります。

持参書類 ①在外選挙人証 ②旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又 は居住国の政府や地方公共団体が交付 した顔写真付き身分証明書でも差し支え ありません。

●郵便等投票

郵便等投票は、登録先 の選挙管理委員会に対 して、投票用紙等の交付 請求を行い、入手後に 同用紙に記載の上、再 び登録先の選挙管理委 員会へ郵送する方法で す。

①投票用紙等の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

②投票用紙等の交付

投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理 委員会は、投票用紙等を 直接郵送して交付します

③投票用紙等の送付

投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示・告示の翌日以降、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期間(投票日)の投票所閉鎖時刻(通常午後8時まで)に、投票所に到達するよう、選挙付しまするよう、選挙付します。

※投票用紙等の請求 は、いつでも請求する ことができますので、 郵送日数を考慮して 早めに請求することが 大切です。

●日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される 場合は、在外選挙人証を提示して、 国内の投票方法を利用して次の(1)から (3)までの投票ができます。

公示又は告示の日の翌日から 選挙期日の前日までの間

(1)期日前投票(2)不在者投票

選挙期日(投票日当日)

(3)投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。